

2003年1月30日

各 位

会社名 日立電線株式会社
代表者 取締役社長 原 精二
(コード番号 5812 東証・大証1部)
問合せ先 人事総務本部 総務部長
鈴村 慎一郎
(TEL 03 - 5252 - 3261)

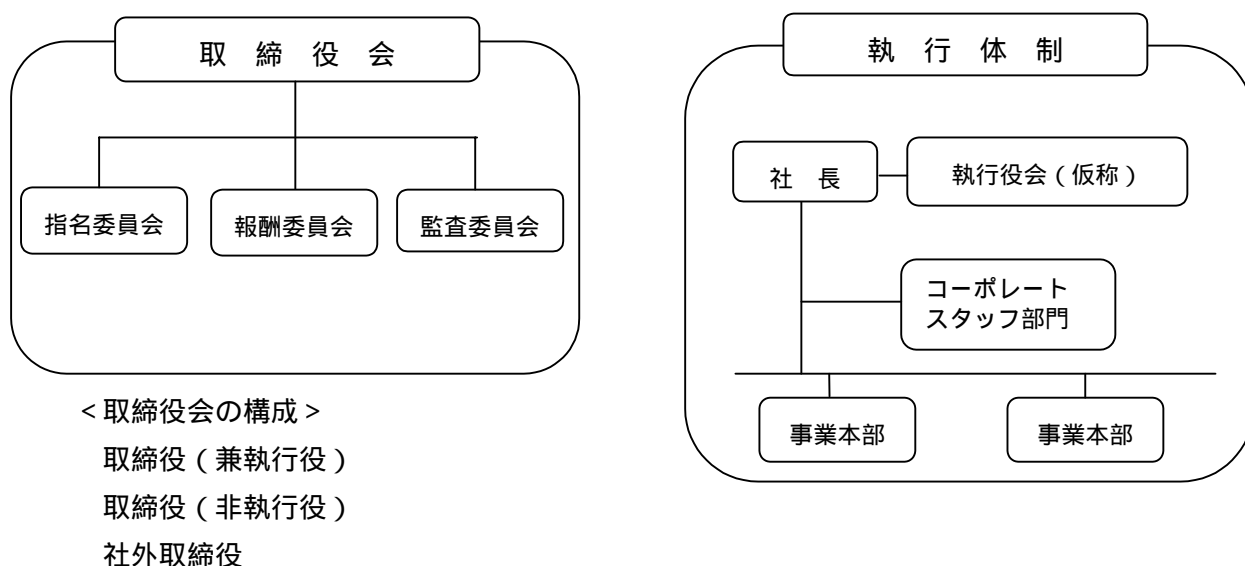
委員会等設置会社への移行について

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月下旬開催予定の定時株主総会の承認を条件に、改正商法（本年4月1日施行）で定められた新しい会社の統治形態である委員会等設置会社へ移行することを決議いたしました。

厳しい経営環境が続く中で、当社がグローバルな競争力を強化していくためには、「事業の選択と集中によるプラス・スパイラルの構築」、「日立グループの連携強化」および「コンプライアンスの徹底とCS（顧客満足）の向上」がきわめて重要であると考えております。当社では、これらの経営課題に対して、これまで以上に迅速かつ的確に対処するとともに、公正でわかりやすい経営を実現するために、委員会等設置会社への移行を決定したものです。

委員会等設置会社への移行を機に、当社では、執行役への大幅な権限委譲、各委員会の適切な運営等、本制度の趣旨を十分活かして事業活動を推進してまいります。

当社における新しい統治・執行の体制（イメージ図）



なお、委員会等設置会社への移行に伴う、取締役候補・執行役候補等は、本日別途お知らせしております桑原洋および佐藤教郎の両氏以外は未定です。

< 語句説明 >

(1) 委員会等設置会社

2003年4月1日に施行される「商法等の一部を改正する法律(改正商法)」によって、「大会社」(資本金が5億円以上または負債総額が200億円以上の株式会社)または「みなし大会社」(資本金1億円超5億円未満の株式会社で、定款で会計監査人の監査を受ける旨定めているもの)が定款に定めることによって選択ができるようになった新しい会社統治機構の一つ。具体的には、社外取締役を過半数とする三委員会(指名委員会、監査委員会、報酬委員会)と業務執行機関としての執行役を設置することを条件に、取締役会から執行役に対して業務上の意思決定に関する大幅な権限委譲を認める制度です。この制度下では、従来の監査役を置くことができなくなります。執行役に通常業務の決定権限を委譲できるようにすることで、迅速な意思決定を可能とし、各委員会を含めた取締役会の業務執行監督機能が強化されることを通じて、経営の効率化と透明性の確保を図ろうとするものです。

(2) 委員会等設置会社における各委員会の権限

取締役会の中に置かれる各委員会は、次のような権限を有しています。

指名委員会・・・株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の決定

監査委員会・・・(a)取締役および執行役の職務の執行の監査

(b)株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定

報酬委員会・・・取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針、具体的内容の決定

(3) 委員会等設置会社における取締役、取締役会および執行役

取締役

- ・法令に別段の定めがない限り、業務執行を行うことができず、取締役会からの受任もできません。
- ・任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとなります。

取締役会

- ・経営の基本方針の決定、執行役の選任、その他委員会等設置会社の業務を決定し、取締役・執行役の職務の執行の監督を行います。
- ・各委員会も含めて、取締役会の監督機能が強化されています。

執行役

- ・取締役会専決事項を除き、取締役会から委任された事項および委員会等設置会社の業務を執行する役割があります。
- ・選任および解任は、取締役会の決議により行われます。
- ・監査委員会を構成する取締役以外の取締役との兼務が可能です。
- ・任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会の終結の時までです。
- ・員数は1人でも複数でも構いませんが、複数のときは、取締役会の決議によって、委員会等設置会社を代表する執行役(代表執行役)を定める必要があります。
- ・3ヶ月に1回以上、取締役会に対して自己の職務執行状況を報告する義務があります。

以 上

なお、発表後12時間が経過する時点(2003年1月31日午前1時)までに本件発表内容をご覧になられた方は、証券取引法第166条および同法施行令第30条の規定により、インサイダー取引規制に関する会社関係者または第一次情報受領者として、当社株式等の売買について証券取引法第166条に基づく規制を受けることとなりますので、十分ご注意ください。
